

○東京都道路交通規則

昭和 46 年 11 月 30 日
公安委員会規則第 9 号

東京都道路交通規則を次のように定める。

東京都道路交通規則

目次

第 1 章 交通規制等(第 1 条—第 7 条)

第 2 章 運転者の遵守事項等(第 8 条—第 11 条)

第 3 章 安全運転管理者等の選任等(第 12 条—第 16 条)

第 4 章 道路の使用等(第 17 条・第 18 条)

第 5 章 運転免許(第 19 条—第 24 条の 2)

第 6 章 緊急自動車及び道路維持作業用自動車の指定等(第 25 条—第 26 条)

第 7 章 旅客自動車教習所の指定等(第 27 条—第 31 条)

第 8 章 地域交通安全活動推進委員等(第 32 条—第 35 条)

第 9 章 放置車両の確認事務に係る法人登録及び駐車監視員資格者証の交付申請等(第 36 条—第 43 条)

第 10 章 雑則(第 44 条)

付則

様式

別表

第 1 章 交通規制等

(交通規制の効力等)

第 1 条 道路交通法(昭和 35 年法律第 105 号。以下「法」という。)第 4 条第 1 項前段に規定する交通規制の効力は、信号機にあつてはその作動を開始したときに、道路標識又は道路標示(以下「道路標識等」という。)にあつてはこれを設置したときに、発生するものとする。

2 前項の交通規制の効力は、信号機にあつてはその作動を停止し、又は撤去したときに、道路標識等にあつてはこれを撤去したときに、消滅するものとする。

3 道路工事その他やむを得ない理由のため、一時的に交通規制の効力を停止する場合は、道路標識等を撤去し、又は被覆して行なうものとする。

(平 4 公委規則 15・平 6 公委規則 6・一部改正)

(交通規制の対象から除く車両)

第 2 条 法第 4 条第 2 項の規定により、交通規制の対象から除く車両は、道路標識により表示するもののほか、次に掲げるとおりとする。

(1) 道路標識等による規制の対象から除く車両

警衛列自動車

(2) 最高速度の規制の対象から除く車両

ア 削除

イ 専ら交通の取締りに従事する自動車(最高速度の規制が、高速自動車国道の本線車道にあつては 100 キロメートル毎時、その他の道路にあつては 60 キロメートル毎時を超える場合を除く。)

(3) 車両の通行禁止の規制(道路標識、区画線及び道路標示に関する命令(昭和 35 年総理府・建設省令第 3 号。以下「標識令」という。)別表第 1 の規制標識のうち、「車両通行止め」、「二輪の自動車以外の自動車通行止め」、「大型貨物自動車等通行止め」、「特定の最大積載量以上の貨物自動車等通行止め」、「大型乗用自動車等通行止め」、「二輪の自動車・原動機付自転車通行止め」、「自転車通行止め」、「車両(組合せ)通行止め」、「自転車及び歩行者専用」及び「歩行者専用」の標識を用いた法第 8 条第 1 項の道路標識による規制で、当該道路標識の下部に「特定禁止区域」又は「特定禁止区間」の表示がされていないものをいう。)の対象から除く車両

ア 人命救助活動、水防活動、消防活動又は災害応急対策のため使用中(当該用務を終了し、車両の通行禁止の規制が行われている道路を通行することを含む。以下この号において同じ。)の車両

イ 道路交通法施行令(昭和 35 年政令第 270 号。以下「令」という。)第 13 条第 1 項に規定する自動車と同項各号に掲げる用務のため使用中のもの

ウ 犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締り、警備活動その他警察活動のため警察職員(特別司法警察職員を含む。以下同じ。)が使用中の車両及び当該警察活動のため警察職員が

使用中の車両に誘導されている車両

エ 放置車両の確認及び放置車両確認標章の取付けのため使用中の車両

オ 電気通信事業法(昭和 59 年法律第 86 号)に基づき、電報の配達のため使用中の車両

カ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号)に規定する一般廃棄物の収集のため区市町村(区市町村から一般廃棄物の収集の委託を受けた者を含む。以下同じ。)が使用中の車両

キ 道路の維持管理のため使用中の道路維持作業用自動車

ク 信号機、パーキング・メーター、パーキング・チケット発給設備及び道路標識等の維持管理のため使用中の車両

ケ 公職選挙法(昭和 25 年法律第 100 号)に基づく選挙運動用又は政治活動用の自動車で、当該目的のため使用中のもの

コ 次に掲げる車両で、別記様式第 1の標章を掲出しているもの

(ア) 電気、ガス、水道、電話又は鉄道の各事業について緊急修復を要する工事のため使用中の車両

(イ) 報道機関の緊急取材のため使用中の車両

(ウ) 食品衛生法(昭和 22 年法律第 233 号)に基づく臨検検査のため使用中の車両

(エ) 環境基本法(平成 5 年法律第 91 号)に基づき、国又は地方公共団体が公害調査のため使用中の車両

(オ) 裁判所法(昭和 22 年法律第 59 号)に定める執行官が民事執行法(昭和 54 年法律第 4 号)に基づく強制執行等を迅速に行う必要がある場合に、その執行のため使用中の車両

(カ) 総務省設置法(平成 11 年法律第 91 号)に基づき、電波の監視及び電波の質の是正並びに不法に開設された無線局及び不法に設置された高周波利用設備の探査のため使用中の車両

(キ) 狂犬病予防法(昭和 25 年法律第 247 号)に基づき、東京都知事が指定した捕獲員が犬の捕獲のため使用中の車両

(ク) 専ら郵便法(昭和 22 年法律第 165 号)に規定する郵便物の集配のため使用中の車両

- (ケ) 歩行困難な者を輸送するための特別な装置又は構造を有する車両を使用して他人の需要に応じ歩行困難な者の輸送業務を行う者が、当該業務のため使用中の車両
 - (コ) 東京都監察医務院の医師又は東京都から委託を受けた医師が、検案のため使用中の車両
 - (サ) 国又は地方公共団体が保有する車両で、その職員が広範囲にわたって通行を禁止されている道路を通行しなければならない公益上必要な用務のため使用中の車両
- (4) 法第 45 条第 1 項に規定する駐車禁止、法第 49 条の 3 第 2 項又は第 4 項に規定する時間制限駐車区間及び法第 49 条の 4 に規定する高齢運転者等専用時間制限駐車区間の規制の対象から除く車両(駐車禁止の場所が車両の通行を禁止している道路の区間にある場合には、当該通行禁止の区間を通行することが認められている車両に限る。)
- ア 人命救助活動、水防活動、消防活動又は災害応急対策のため使用中の車両
 - イ 令第 13 条第 1 項に規定する自動車と同項各号に掲げる用務のため使用中のもの
 - ウ 犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締り、警備活動その他警察活動のため警察職員が使用中の車両及び当該警察活動のため停止を求められている車両
 - エ 放置車両の確認及び放置車両確認標章の取付けのため使用中の車両
 - オ 電気通信事業法に基づき、電報の配達のため使用中の車両
 - カ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する一般廃棄物の収集のため区市町村が使用中の車両
 - キ 道路の維持管理のため使用中の道路維持作業用自動車
 - ク 信号機、パーキング・メーター、パーキング・チケット発給設備及び道路標識等の維持管理のため使用中の車両
 - ケ 公職選挙法に基づく選挙運動用又は政治活動用の自動車で、街頭演説又は街頭政談演説に使用中のもの
 - コ 次に掲げる車両で、別記様式第 2 の標章を掲出しているもの
 - (ア) 電気、ガス、水道、電話又は鉄道の各事業について緊急修復を

要する工事のため使用中の車両

(イ) 報道機関の緊急取材のため使用中の車両

(ウ) 食品衛生法に基づく臨検検査のため使用中の車両

(エ) 環境基本法に基づき、国又は地方公共団体が公害調査のため
使用中の車両

(オ) 裁判所法に定める執行官が民事執行法(昭和 54 年法律第 4 号)
に基づく強制執行等を迅速に行う必要がある場合に、その執行のため
使用中の車両

(カ) 区市町村の長と歯科医師会会長との歯科訪問診療に関する委
託契約に基づき、歯科医師会から指定された歯科医師が往診のため
使用中の車両

(キ) 総務省設置法に基づき、電波の監視及び電波の質の是正並びに
不法に開設された無線局及び不法に設置された高周波利用設備の
探査のため使用中の車両

(ク) 狂犬病予防法に基づき、東京都知事が指定した捕獲員が犬の捕
獲のため使用中の車両

(ケ) 専ら郵便法に規定する郵便物の集配のため使用中の車両

(コ) 道路運送車両法(昭和 26 年法律第 185 号)に基づき、患者輸送
車又は車いす移動車として登録を受け、歩行困難な者の輸送のため
使用中の車両

(サ) 急病者等に対する医師の緊急往診のため使用中の車両

(シ) (ア)から(サ)までに掲げるもののほか、公益上当該駐車禁止及び
時間制限駐車区間及び法第 49 条の 4 に規定する高齢運転者等専
用時間制限駐車区間の規制の対象から除くことがやむを得ないと東
京都公安委員会(以下「公安委員会」という。)が認める用務のため使
用中の車両

サ 次に掲げる者が現に使用中の車両で、別記様式第 2 の 2の標章(道
府県公安委員会の交付に係るもののうち、次の各号のいずれかに該当
するものを含む。)を掲出しているもの((オ)にあつては、昼間(日の出から
日没までの時間をいう。)に限る。)

(ア) 身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)に基づく身体障害
者手帳の交付を受けている者のうち、別表第 1の左欄に掲げる障害

の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる身体障害者福祉法施行規則(昭和 25 年厚生省令第 15 号)別表第 5 号に定める障害の級別に該当する障害を有し、歩行が困難であると認められるもの

(イ) 戦傷病者特別援護法(昭和 38 年法律第 168 号)に基づく戦傷病者手帳の交付を受けている者のうち、別表第 1の左欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる恩給法(大正 12 年法律第 48 号)別表第 1 号表ノ 2 に定める重度障害の程度に該当する障害を有し、歩行が困難であると認められるもの

(ウ) 東京都愛の手帳交付要綱(昭和 42 年民児精発第 58 号)に基づく愛の手帳の交付を受けている者のうち、同要綱別表 1 に定める 1 度(最重度)又は 2 度(重度)の障害を有するもの

(エ) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律第 123 号)に基づく精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者のうち、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和 25 年政令第 155 号)第 6 条第 3 項に定める 1 級の障害を有するもの(障害者自立支援法施行規則(平成 18 年厚生労働省令第 19 号)第 36 条第 3 号に規定する精神通院医療に係る自立支援医療費の支給を受けている者に限る。)

(オ) 東京都小児慢性疾患児手帳交付事業実施要綱(7 衛公母第 1650 号)に基づく小児慢性疾患児手帳の交付を受けている者のうち、児童福祉法第 21 条の 5 の規定に基づき厚生労働大臣が定める慢性疾患及び当該疾患ごとに厚生労働大臣が定める疾患の状態の程度(平成 17 年厚生労働省告示第 23 号)第 8 表に定める色素性乾皮症の認定を受けているもの

(カ) (ア)から(オ)までに掲げるもののほか、身体障害者等で歩行が困難なことにより社会生活が著しく制限されると公安委員会が認める者

2 前項第 3 号又は第 4 号に規定する標章の交付を受けようとする者(第 4 号サに規定する標章にあつては、東京都内に住所を有する者に限る。)は、同項第 3 号の標章にあつては、別記様式第 3の申請書により警視庁交通部交通規制課長(以下「交通規制課長」という。)又は除外の指定を受けようとする区域若しくは道路の区間を管轄する警察署長を経由して、同項 4 号の標章にあつては、次の各号に掲げるものについて、それぞれ当該

各号に定める申請書により警視庁交通部駐車対策課長(以下「駐車対策課長」という。)又は警察署長を経由して、それぞれ公安委員会に申請しなければならない。

(1) 前項第 4 号コ(ア)から(コ)まで及び(シ)に掲げる車両 別記様式第 4 の申請書

(2) 前項第 4 号コ(サ)に掲げる車両 別記様式第 4 の 2 の申請書

(3) 前項第 4 号サに掲げる者 別記様式第 4 の 3 の申請書

3 前項の申請書には、当該申請により交付を受けようとする標章の種別に応じて、それぞれ次の各号に掲げる書面又はその写しを添付しなければならない。

(1) 第 1 項第 3 号及び第 4 号コに掲げる車両に係る標章

ア 当該車両に係る自動車検査証

イ 当該車両が、第 3 号又は第 4 号コに掲げる車両のいずれかに該当することを疎明する書面

ウ 当該車両に係る用務を疎明する書面

(2) 第 1 項第 4 号サに掲げる者に係る標章

ア 標章の交付を受けようとする者が、同号サに掲げる者のいずれかに該当することを疎明する書面

イ 標章の交付を受けようとする者の住民票の写し(住民基本台帳法(昭和 42 年法律第 81 号)の適用を受けない者である場合にあつては、外国人登録法(昭和 27 年法律第 125 号)第 5 条第 1 項に規定する登録証明書)

4 公安委員会は、第 2 項の規定による申請があつた場合において、当該申請に係るものが、第 1 項第 3 号若しくは同項第 4 号コに掲げる車両又は同号サに掲げる者のいずれかに該当すると認めるときは、有効期限を定めて標章を交付しなければならない。

5 第 1 項第 3 号又は第 4 号に規定する標章を掲出する場合は、当該車両の前面ガラスの見やすい箇所(前面ガラスがない構造の車両にあつては、外部から見やすい位置。第 3 条の 2 第 7 項において同じ。)に掲出しなければならない。この場合において、第 4 号コ及びサに掲げる車両の運転者が車両を離れて直ちに運転することができない状態で駐車するときは、運転者の連絡先又は用務先を記載した書面を標章とともに掲出しなければならない。

6 第 1 項第 3 号又は第 4 号に規定する標章の交付を受けた者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 現場において警察官の指示があつた場合は、これに従うこと。
- (2) 標章に記載された事項を遵守し、交付を受けた理由以外に使用しないこと。
- (3) 標章を他人に譲渡し、又は貸与しないこと(第 1 項第 4 号サに規定する標章の交付を受けた者が、現に他人の介助を受けて車両に乗降するため必要な限度において貸与する場合を除く。)

7 第 1 項第 3 号又は第 4 号に規定する標章の交付を受けた者は、当該標章を亡失し、若しくは滅失し、又は著しく汚損し、若しくは破損したときは、同項第 3 号の標章にあつては、交通規制課長又は警察署長を経由して、同項第 4 号の標章にあつては、駐車対策課長又は警察署長を経由して、別記様式第 4 の 4 の申請書により公安委員会に標章の再交付を申請することができる。

8 第 1 項第 3 号又は第 4 号に規定する標章の交付を受けた者は、当該標章の記載事項に変更を生じたときは、同項第 3 号の標章にあつては、交通規制課長又は警察署長を経由して、同項第 4 号の標章にあつては、駐車対策課長又は警察署長を経由して、速やかに別記様式第 4 の 5 の記載事項変更届出書に記載事項の変更を証する書面の写しを添えて、公安委員会に提出し、当該標章に変更に係る事項の記載を受けなければならない。

9 公安委員会は、第 1 項第 3 号又は第 4 号に規定する標章の交付を受けた者が第 6 項各号の規定のいずれかに違反したと認めたときは、当該標章の返納を命ずることができる。

10 第 1 項第 3 号又は第 4 号に規定する標章の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、同項第 3 号の標章にあつては、交通規制課長又は警察署長を経由して、同項第 4 号の標章にあつては、駐車対策課長又は警察署長を経由して、速やかに当該標章(第 3 号の場合にあつては、発見し、又は回復した標章)を公安委員会に返納しなければならない。

- (1) 標章の有効期限が経過したとき。
- (2) 標章の交付を受けた理由がなくなつたとき。
- (3) 標章の再交付を受けた後において亡失した標章を発見し、又は回復したとき。

(4) 公安委員会から標章の返納を命ぜられたとき。

(昭 47 公委規則 3・昭 49 公委規則 1・昭 51 公委規則 4・昭 53 公委規則 2・昭 55 公委規則 5・昭 59 公委規則 3・昭 62 公委規則 4・平 5 公委規則 4・平 6 公委規則 6・平 7 公委規則 5・平 8 公委規則 8・平 10 公委規則 8・平 13 公委規則 3・平 15 公委規則 3・平 17 公委規則 11・平 18 公委規則 11・平 19 公委規則 6・平 19 公委規則 11・平 21 公委規則 1・平 22 公委規則 2・一部改正)

(高齢運転者等標章に係る届出等)

第 2 条の 2 公安委員会に対して行う法第 45 条の 2 に規定する高齢運転者等標章に関する届出、申請及び返納並びに道路交通法施行規則(昭和 35 年総理府令第 60 号。以下「施行規則」という。)第 6 条の 3 の 3 に規定する高齢運転者等標章の記載事項の変更の届出は、警察署長を経由して行わなければならない。

2 高齢運転者等標章の交付は、警察署において行う。

(平 22 公委規則 2・追加)

(公安委員会が定める自動車の積載物の高さの制限)

第 2 条の 3 令第 22 条第 3 号ハの規定による公安委員会が定める自動車は、別表第 2に掲げる道路を通行する自動車とし、同号ハの規定による公安委員会が定める高さは、4.1 メートルとする。

(平 16 公委規則 3・追加、平 19 公委規則 11・一部改正、平 22 公委規則 2・旧第 2 条の 2 繰下)

(警察署長の通行許可に係るやむを得ない事情)

第 3 条 令第 6 条第 3 号の規定による公安委員会の定める事情は、次に掲げるとおりとする。

(1) 荷物の集荷又は配送をすること。

(2) 電気、ガス、水道、電話又は鉄道の各事業について修復を要する工事をすること。

(3) 道路の補修又は障害物の除去その他道路の維持管理をすること。

(4) 冠婚葬祭、引越しその他社会生活上やむを得ない理由があること。

(昭 47 公委規則 3・昭 62 公委規則 4・平 6 公委規則 6・平 6 公委規則 12・平 15 公委規則 3・平 16 公委規則 3・平 19 公委規則 11・一部改正)

(警察署長の駐車許可)

第 3 条の 2 法第 45 条第 1 項の規定による警察署長の駐車許可は、当該車両の駐車が、次の各号のいずれにも該当する場合に許可するものとする。

(1) 許可を受けようとする駐車の日時が、次のいずれにも該当するものであること。

ア 駐車(許可に条件を付す場合にあつては、当該条件に従つた駐車。次号イにおいて同じ。)により交通に危険を生じ、又は交通を著しく阻害する時間帯でないこと。

イ 駐車に係る用務の目的を達成するために必要な時間を超えて駐車するものでないこと。

(2) 許可を受けようとする駐車場所が、次のいずれにも該当するものであること。

ア 法第 45 条に基づき、駐車が禁止されている場所(法第 45 条第 1 項各号に掲げる場所(放置車両となる場合に限る。)及び法第 45 条第 2 項に規定する場所を除く。)であること。

イ 駐車により交通に危険を生じ、又は交通を著しく阻害する場所でないこと。

(3) 許可を受けようとする駐車に係る用務が、次のいずれにも該当するものであること。

ア 公共交通機関その他の交通手段によつたのでは、その目的を達成することが著しく困難と認められる用務であること。

イ 5 分を超えない時間内の貨物の積卸しその他駐車違反とならない方法によることがおよそ不可能と認められる用務であること。

ウ 法第 77 条第 1 項各号に掲げる行為を伴う用務でないこと。

(4) 許可を受けようとする駐車場所について、次に掲げる範囲内に、路外駐車場、路上駐車場及び駐車が禁止されていない道路の部分のいずれも存在せず、又はこれらの利用がおよそ不可能と認められること。

ア 重量又は長大な貨物の積卸しで用務先の直近に駐車する必要がある車両にあつては、当該用務先の直近

イ 前ア以外の車両にあつては、当該用務先からおおむね 100 メートル以内

2 法第 49 条の 5 の規定による警察署長の駐車許可は、当該車両の駐車が、次の各号のいずれにも該当する場合に、許可するものとする。

(1) 許可を受けようとする駐車の日時については、駐車に係る用務の目的を達成するために必要な時間を超えて駐車するものでないこと。

(2) 許可を受けようとする駐車場所及び方法が、次のいずれにも該当するものであること。

ア 場所については、当該時間制限駐車区間を利用する他の車両を著しく妨害する場所でないこと。

イ 方法については、交通に危険を生じ、又は交通を著しく阻害する方法でないこと。

(3) 許可を受けようとする駐車に係る用務が、次のいずれにも該当するものであること。

ア 公共交通機関その他の交通手段によつたのでは、その目的を達成することが著しく困難と認められる用務であること。

イ 当該時間制限駐車区間において道路標識等により表示された時間内の駐車その他駐車違反とならない方法によることがおよそ不可能と認められる用務であること。

ウ 法第77条第1項各号に掲げる行為を伴う用務でないこと。

(4) 許可を受けようとする駐車場所について、次に掲げる範囲内に、路外駐車場、路上駐車場及び駐車が禁止されていない道路の部分のいずれも存在せず、又はこれらの利用がおよそ不可能と認められること。

ア 重量又は長大な貨物の積卸しで用務先の直近に駐車する必要がある車両にあつては、当該用務先の直近

イ 前ア以外の車両にあつては、当該用務先からおおむね100メートル以内

3 前2項の駐車許可を受けようとする者は、別記様式第5の申請書を駐車しようとする場所を管轄する警察署長に提出しなければならない。ただし、警察署長が緊急やむを得ない理由があると認めるときは、当該申請書によらないで許可の申請をすることができる。

4 前項の申請書には、次の各号に掲げる書面又は写しを添付しなければならない。

(1) 許可を受けようとする駐車場所及びその周辺の見取図(建物又は施設の名称、道路状況等が判別できるもので、許可を受けようとする駐車場所に印を付したもの)

- (2) 許可を受けようとする駐車に係る用務を疎明する書面
 - (3) 許可を受けようとする車両の自動車検査証
 - (4) 許可を受けようとする車両の運転者の当該車両に係る運転免許証
- 5 第1項又は第2項の規定により駐車を許可する場合において、必要があると認めるときは、警察署長は、当該許可に道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要な条件を付することができる。
- 6 警察署長は、駐車を許可した場合は、別記様式第5の2の駐車許可証を交付するものとする。ただし、第3項ただし書に規定する場合は、この限りでない。
- 7 前項の駐車許可証の交付を受けた者は、当該許可に係る車両を当該許可を受けた場所に駐車させている間、駐車許可証を車両の前面ガラスの見やすい箇所に掲出しなければならない。
- 8 第6項の駐車許可証の交付を受けた者は、当該駐車許可証を亡失し、若しくは滅失し、又は著しく汚損し、若しくは破損したときは、別記様式第5の申請書により警察署長に申請し、駐車許可証の再交付を申請することができる。
- 9 警察署長は、第6項の駐車許可証の交付を受けた者が第5項の規定による許可条件に違反したとき、又は特別な事情が生じたときは、その許可を取り消すことができる。
- 10 第6項の駐車許可証の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに当該駐車許可証(第3号の場合にあつては、発見し、又は回復した駐車許可証)を交付を受けた警察署長に返納しなければならない。
- (1) 駐車許可の期間が満了したとき。
 - (2) 駐車許可証の交付を受けた理由がなくなつたとき。
 - (3) 駐車許可証の再交付を受けた後において亡失した駐車許可証を発見し、又は回復したとき。
 - (4) 駐車許可を取り消されたとき。
- (平 15 公委規則 3・追加、平 19 公委規則 11・平 21 公委規則 1・平 22 公委規則 2・一部改正)
- (警察署長に委任する交通規制)

第4条 法第5条第1項の規定により警察署長に委任する交通規制は、令

第 3 条の 2 第 1 項各号に規定するものとする。

2 第 2 条第 1 項の規定は、前項の規定により警察署長が行う交通規制についても適用する。

(昭 49 公委規則 1・一部改正)

(高速道路等の事務を処理する警察官の指定等)

第 5 条 法第 114 条の 3 に規定する高速自動車国道等における交通警察の事務を処理する警視以上の警察官は、当該道路を担当する警視庁高速道路交通警察隊長とする。

2 前項の警視庁高速道路交通警察隊長の権限は、法の規定により警察署長の権限に属するものとする。

(昭 53 公委規則 6・一部改正)

(警察官等の信号に用いる灯火)

第 6 条 令第 5 条第 1 項に規定する警察官等の灯火による信号に使用する灯火の色及び光度は、次に掲げるとおりとする。

(1) 色 赤色又は淡黄色

(2) 光度 夜間 100 メートルの距離から確認できるもの

(信号機の設置又は管理の委任及び解除)

第 7 条 法第 5 条第 2 項の規定による信号機の設置又は管理の委任は、別記様式第 6の委任書を交付して行い、解除は、別記様式第 6 の 2の解除通知書を交付して行う。

(昭 53 公委規則 6・一部改正)

第 2 章 運転者の遵守事項等

(運転者の遵守事項)

第 8 条 法第 71 条第 6 号の規定により、車両又は路面電車(以下「車両等」という。)の運転者が遵守しなければならない事項は、次に掲げるとおりとする。

(1) 前方にある車両が歩行者を横断させるため停止しているときは、その後方にある車両は、一時停止し、又は徐行して、その歩行者を安全に横断させること。

(2) 木製サンダル、げた等運転操作に支障を及ぼすおそれのあるはき物をはいて車両等(軽車両を除く。)を運転しないこと。

- (3) 傘を差し、物を担ぎ、物を持つ等視野を妨げ、又は安定を失うおそれのある方法で、大型自動二輪車、普通自動二輪車、原動機付自転車又は自転車を運転しないこと。
- (4) 自転車を運転するときは、携帯電話用装置を手で保持して通話し、又は画像表示用装置に表示された画像を注視しないこと。
- (5) 高音でカーラジオ等を聞き、又はイヤホン等を使用してラジオを聞く等安全な運転に必要な交通に関する音又は声が聞こえないような状態で車両等を運転しないこと。ただし、難聴者が補聴器を使用する場合又は公共目的を遂行する者が当該目的のための指令を受信する場合にイヤホン等を使用するときは、この限りでない。
- (6) 積雪又は凍結により明らかにすべると認められる状態にある道路において、自動車又は原動機付自転車を運転するときは、タイヤチェーンを取り付ける等してすべり止めの措置を講ずること。
- (7) 後退する場合において、車掌、助手その他の乗務員がいるときは、これらの者に誘導させる等後方の安全を確認すること。
- (8) 後写鏡の効用を妨げるように、物を置き、又はカーテンの類を用いないこと。
- (9) 警音器の整備されていない自転車を運転しないこと。
- (10) またがり式の乗車装置に人を乗車させる場合は、前向きにまたがらせること。
- (11) どろ土の路外から舗装された道路に入る場合は、車両に付着したどろ土を路面に落とさないための確認をし、かつ、その措置をとること。
- (12) みだりに作業灯(車両の側面又は後面の周辺を照明するため当該車両に設けられた灯火をいう。)を点灯しないこと。
- (13) 令第13条第1項各号に掲げる自動車以外の自動車若しくは原動機付自転車を運転するときは、緊急自動車の警光灯と紛らわしい灯火を点灯し、又はサイレン音若しくはこれと類似する音を発しないこと。
- (14) 普通自動二輪車(原動機が大きさが、総排気量については0.125リットル以下、定格出力については1.00キロワット以下のものに限る。)又は原動機付自転車(以下この号において「原動機付自転車等」という。)を運転するときは、市町村(特別区を含む。)の条例で定めるところにより当該原動機付自転車等に取り付けることとされている標識及び当該標識

に記載された番号を当該原動機付自転車等の後面に見やすいように表示すること。

(15) 道路運送車両法(昭和 26 年 6 月 1 日法律第 185 号)による自動車登録番号標又は車両番号標に、赤外線を吸収し又は反射するための物を取り付け又は付着させて、大型自動車、中型自動車、普通自動車(原動機が大きさが、総排気量については 0.050 リットル以下、定格出力については 0.60 キロワット以下のものを除く。)又は大型特殊自動車を運転しないこと。

(16) 大型自動二輪車又は普通自動二輪車の後部座席に、鉄パイプ、木刀、金属バットその他これらに類するものを携帯した者を乗車させて運転しないこと。

(昭 48 公委規則 3・昭 49 公委規則 1・昭 53 公委規則 6・昭 54 公委規則 3・昭 62 公委規則 4・平 6 公委規則 6・平 12 公委規則 3・平 13 公委規則 13・平 19 公委規則 6・平 21 公委規則 15・一部改正)

(軽車両の灯火)

第 9 条 令第 18 条第 1 項第 5 号の規定により軽車両(牛馬を除く。以下この条において同じ。)がつけなければならない灯火は、次に掲げるものとする。

(1) 白色又は淡黄色で、夜間、前方 10 メートルの距離にある交通上の障害物を確認することができる光度を有する前照灯

(2) 赤色で、夜間、後方 100 メートルの距離から点灯を確認することができる光度を有する尾灯

2 軽車両(自転車を除く。以下この項において同じ。)が、夜間、後方 100 メートルの距離から道路運送車両の保安基準(昭和 26 年運輸省令第 67 号)第 32 条第 1 項の基準に適合する前照灯で照射した場合に、その反射光を照射位置から容易に確認できる灯とう色又は赤色の反射器材(後面の幅が 0.5 メートル以上の軽車両にあつては、両側にそれぞれ 1 個以上)を備え付けているときは、前項の規定にかかわらず、尾灯をつけることを要しない。

3 自転車が、法第 63 条の 9 第 2 項本文に定める反射器材(後面の幅が 0.5 メートル以上の自転車にあつては、両側にそれぞれ 1 個以上)を備え付けているときは、第 1 項の規定にかかわらず尾灯をつけることを要しない。

(昭 48 公委規則 3・昭 53 公委規則 6・平 10 公委規則 8・平 12 公委規則 3・平 19 公委規則 6・一部改正)

(軽車両の乗車又は積載の制限)

第 10 条 法第 57 条第 2 項の規定により、軽車両の運転者は、次に掲げる乗車人員又は積載物の重量等の制限をこえて乗車をさせ、又は積載をして運転してはならない。

(1) 乗車人員の制限は、次のとおりとする。

ア 二輪又は三輪の自転車には、運転者以外の者を乗車させないこと。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(ア) 16 歳以上の運転者が幼児用座席に幼児(6 歳未満の者をいう。以下同じ。)1 人を乗車させるとき。

(イ) 16 歳以上の運転者が幼児 2 人同乗用自転車(運転者のための乗車装置及び 2 の幼児用座席を設けるために必要な特別の構造又は装置を有する自転車をいう。)の幼児用座席に幼児 2 人を乗車させるとき。

(ウ) 自転車専用若しくは自転車及び歩行者専用の規制(標識令別表第 1 の規制標識のうち、「自転車専用」又は「自転車及び歩行者専用」の標識を用いた法第 8 条第 1 項の道路標識による規制で、当該道路標識の下部に「タンデム車を除く」の表示がされているものに限る。)が行われている道路又は道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第 48 条の 14 第 2 項に規定する自転車専用道路において、タンデム車(2 以上の乗車装置及びペダル装置が縦列に設けられた二輪の自転車をいう。)に、その乗車装置に応じた人員までを乗車させるとき。

(エ) 三輪の自転車(2 以上の幼児用座席を設けているものを除く。)に、その乗車装置に応じた人員までを乗車させるとき。

イ 二輪又は三輪の自転車以外の軽車両には、その乗車装置に応じた人員を超えて乗車させないこと。

ウ 16 歳以上の運転者が幼児 1 人を子守バンド等で確実に背負っている場合の当該幼児は、ア((イ)及び(ウ)に該当する場合を除く。)及びイの規定の適用については、当該 16 歳以上の運転者の一部とみなす。

(2) 積載物の重量の制限は、次のとおりとする。

ア 積載装置を備える自転車にあつては 30 キログラムを、リヤカーをけん引

する場合におけるそのけん引されるリヤカーについては120キログラムを、それぞれこえないこと。

イ 四輪の牛馬車にあつては2,000キログラムを、二輪の牛馬車にあつては1,500キログラムをそれぞれこえないこと。

ウ 大車(荷台の面積 1.65 平方メートル以上の荷車をいう。以下この条において同じ。)にあつては750キログラムをこえないこと。

エ 牛馬車及び大車以外の荷車にあつては450キログラムをこえないこと。

(3) 積載物の長さ、幅又は高さは、それぞれ次の長さ、幅又は高さをこえないこととする。

ア 長さ 自転車にあつてはその積載装置の長さに0.3メートルを、牛馬車及び大車にあつてはその乗車装置又は積載装置の長さに0.6メートルを、それぞれ加えたもの

イ 幅 積載装置又は乗車装置の幅に0.3メートルを加えたもの

ウ 高さ 牛馬車にあつては3メートルから、牛馬車以外の軽車両にあつては2メートルから、それぞれの積載をする場所の高さを減じたもの

(4) 積載の方法は、次のとおりとする。

ア 前後 積載装置(牛馬車にあつては乗車装置を含む。)から前後に最もはみ出した部分の合計が、自転車にあつては0.3メートルを、牛馬車にあつては0.6メートルを、それぞれこえないこと。

イ 左右 自転車にあつてはその積載装置から、自転車以外の軽車両にあつてはその乗車装置又は積載装置から、それぞれ0.15メートルをこえてはみ出さないこと。

(昭49公委規則1・昭53公委規則6・平6公委規則6・平21公委規則15・一部改正)

(自動車の制限外けん引許可の申請)

第10条の2 施行規則第8条の5第1項に定める自動車のけん引許可の申請書は、交通規制課長又は警察署長を経由して公安委員会に提出するものとする。

(昭53公委規則6・追加、平7公委規則5・平15公委規則3・平22公委規則2・一部改正)

(自動車以外の車両のけん引制限)

第11条 法第60条の規定により、自動車以外の車両(トロリーバスを除く。)

の運転者は、交通のひんぱんな道路においては、他の車両をけん引してはならない。ただし、二輪の原動機付自転車又は自転車によりリヤカー1台をけん引するときは、この限りでない。

第3章 安全運転管理者等の選任等

(昭53公委規則6・改称)

(選任等の届出)

第12条 法第74条の3第5項の規定による安全運転管理者等の選任又は解任の届出は、安全運転管理者にあつては別記様式第7の届出書2通を、副安全運転管理者にあつては別記様式第7の2の届出書2通を、自動車の使用の本拠の位置を管轄する警察署長(第16条において「所轄警察署長」という。)を経由して公安委員会に提出して行うものとする。

2 前項の選任の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 安全運転管理者等の戸籍抄本又は住民票の写し(住民基本台帳法の適用を受けない者である場合にあつては、外国人登録法第5条第1項に規定する登録証明書の写し)

(2) 安全運転管理者等の自動車の運転経歴又は自動車の運転の管理に関する経歴を証明するもの(現に自動車の運転免許を受けている者は、その運転免許証(以下「免許証」という。)の内容の写しをもつて運転経歴を証明するものに代えることができる。)

(3) 安全運転管理者等が、選任の日から過去2年以内に法第117条、法第117条の2、法第117条の2の2(第5号を除く。)、法第117条の3の2、法第117条の4第2号若しくは第3号、法第118条第1項第4号若しくは第5号、法第119条第1項第11号若しくは第12号又は法第119条の2第1項第3号の違反をした事実がないことを証明するもの

3 施行規則第9条の9第1項第2号又は同条第2項第2号の規定による公安委員会の行う自動車の運転の管理に関する教習(以下「教習」という。)又は自動車の運転の管理能力の認定(以下「認定」という。)を受けた者の選任の届出書には、前項に規定する書類のほか、教習を終了したことを証明する書類の写し又は認定を受けたことを証明する書類の写しを添付しなければならない。

(昭53公委規則6・全改、平2公委規則8・平10公委規則3・平12公委

規則 3・平 14 公委規則 14・平 16 公委規則 5・平 18 公委規則 11・平 19
公委規則 11・平 20 公委規則 3・一部改正)

(安全運転管理者証等の交付)

第 13 条 公安委員会は、前条第 1 項の選任の届出があつた場合、その者が
施行規則第 9 条の 9 第 1 項に規定する要件を備えているときは、別記様
式第 8 の安全運転管理者証を、その者が施行規則第 9 条の 9 第 2 項に
規定する要件を備えているときは、別記様式第 8 の 2 の副安全運転管理
者証を交付する。

2 公安委員会は、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律(平
成 13 年法律第 57 号。以下「運転代行業法」という。)第 5 条第 2 項の規
定により自動車運転代行業者に認定証を交付する場合又は運転代行業
法第 8 条第 1 項の規定により安全運転管理者等の変更の届出があつた場
合に、前項に規定する要件を備えているときは、安全運転管理者には別記
様式第 8 の 3 の安全運転管理者証を、副安全運転管理者には別記様式
第 8 の 4 の副安全運転管理者証を交付する。

(昭 49 公委規則 1・昭 53 公委規則 6・平 14 公委規則 14・一部改正)

(解任命令書)

第 14 条 法第 74 条の 3 第 6 項(運転代行業法第 19 条第 1 項の規定によ
り読み替えて適用される場合を含む。)の規定による解任命令は、安全運
転管理者にあつては別記様式第 9 の解任命令書を、副安全運転管理者
にあつては別記様式第 10 の解任命令書を交付して行ふ。

(昭 53 公委規則 6・全改、平 10 公委規則 3・平 14 公委規則 14・平 18 公
委規則 11・一部改正)

(講習)

第 15 条 法第 108 条の 2 第 1 項第 1 号に定める安全運転管理者等に対
する講習は、安全運転管理者等の管理業務の適正を図るため必要がある
ときに行ふ。

(昭 47 公委規則 3・全改、昭 53 公委規則 6・昭 62 公委規則 4・平 2 公委
規則 6・一部改正)

(資格要件の教習等)

第 16 条 第 12 条第 3 項の教習又は認定を受けようとする者(自動車運転代
行業の業務の適正化に関する法律の施行に伴う道路交通法施行規則の

規定の読替えに関する内閣府令(平成14年内閣府令第35号)により読み替えて適用される道路交通法施行規則(以下「読替え後の道路交通法施行規則」という。)第9条の9第1項第2号又は同条第2項第2号の規定による教習又は認定を受けようとする者を含む。)は、別記様式第11の申請書2通を所轄警察署長(自動車運転代行業者にあつては、主たる営業所の所在地を管轄する警察署長)を経由して公安委員会に提出しなければならない。

2 公安委員会は、教習を修了した者又は認定を受けた者(読替え後の道路交通法施行規則第9条の9第1項第2号又は同条第2項第2号の規定による教習又は認定を受けた者を含む。)に対し、別記様式第12の教習修了証明書又は別記様式第13の安全運転管理者資格認定書若しくは別記様式第13の2の副安全運転管理者資格認定書を交付する。

3 国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則(平成14年国家公安委員会規則第11号)第4条第1号ロ又は第2号ロに規定する自動車の運転の管理に関する経歴を記載する書面は、別記様式第13の3のとおりとする。

(昭53公委規則6・平14公委規則14・一部改正)

第4章 道路の使用等

(道路における禁止行為)

第17条 法第76条第4項第7号の規定による道路における禁止行為は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 氷結するおそれのあるとき、道路に水をまくこと。
- (2) みだりに道路にどろ土、汚水、ごみ、くず、くぎ、ガラス片等をまき、又は捨てること。
- (3) 車両の運転者の目をげん惑するような光をみだりに道路上に投射すること。
- (4) みだりに物件を道路上に突き出し、又は車両等の中から身体若しくは物件を出すこと。
- (5) 道路において、販売のための車両を陳列し、又は洗車若しくは修理(応急修理を除く。)をすること。
- (6) 別表第3に定める道路における電柱、変圧塔その他の工作物に、信号

機若しくは道路標識の効用を妨げ、又は車両等の運転者の安全な運転を妨げるおそれのあるような方法で広告の類を表示すること。

- (7) 道路において、みだりに発煙筒、爆竹その他これらに類するものを使用すること。
- (8) 交通の頻繁な道路に宣伝物、印刷物その他の物を散布し、又はこれに類する行為をすること。
- (9) 道路において、大型自動二輪車、普通自動二輪車又は原動機付自転車から鉄パイプ、木刀、金属バットその他これらに類するものを突き出し、又は振り回すこと。

(昭 49 公委規則 1・昭 59 公委規則 3・平 6 公委規則 6・平 10 公委規則 3・平 13 公委規則 13・平 16 公委規則 3・平 19 公委規則 11・一部改正)

(道路使用の許可)

第 18 条 法第 77 条第 1 項第 4 号の規定による警察署長の許可を受けなければならない行為は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 道路において、祭礼行事、記念行事、式典、競技会、仮装行列、パレード、街頭行進その他これらに類する催し物をする事。
- (2) 道路において、旗、のぼり、看板、あんどんその他これらに類するものを持ち、若しくは楽器を鳴らし、又は特異な装いをして、広告又は宣伝をすること。
- (3) 車両等に広告又は宣伝のため著しく人目をひくように、装飾その他の装い(車両等を動物、商品その他のものにかたちどることを含む。)をし、又は文字、絵等を書いて通行すること。
- (4) 道路において、ロケーション、撮影会その他これらに類する行為をすること。
- (5) 道路において、拡声器、ラジオ、テレビ、映写機等を備え付けた車両等により、放送又は映写をすること。
- (6) 演説、演芸、奏楽、放送、映写その他の方法により、道路に人寄せをすること。
- (7) 道路において、消防、水防、避難、救護その他の訓練を行なうこと。
- (8) 交通の頻繁な道路において、寄附を募集し、若しくは署名を求め、又は物を販売若しくは交付すること。
- (9) 道路において、ロボットの移動を伴う実証実験をすること。

(平 6 公委規則 6・平 18 公委規則 5・一部改正)

第 5 章 運転免許

(免許に係る申請等)

第 19 条 公安委員会に対して行う法第 6 章の自動車及び原動機付自転車(以下この章において「自動車等」という。)の運転免許(以下「免許」という。)に関する申請、届出又は申出(以下「申請等」という。)は、警視庁府中運転免許試験場長、警視庁鮫洲運転免許試験場長又は警視庁江東運転免許試験場長(以下「試験場長」という。)を経由して行わなければならない。ただし、現に受けている免許証の記載事項の変更の届出又は法第 104 条の 4 に規定する免許の取消し若しくは運転経歴証明書の交付に係る申請は、警察署長を経由して行うことができる。

2 島部警察署の管轄区域内に住所を有する者が次に掲げる申請等を行う場合は、第 1 項の規定にかかわらず、当該申請等を行う者の住所地を管轄する島部警察署長を経由して行うことができる。ただし、やむを得ない事情があるときは、他の島部警察署長を経由して行うことができる。

(1) 法第 97 条の 2 第 1 項の規定に該当する者に対する免許又は仮運転免許(以下「仮免許」という。)

(2) 法第 104 条の 4 第 1 項に規定する免許の取消し

(3) 原付免許又は原付免許に係る再試験

(4) 小型特殊免許

(5) 免許証の更新又は再交付

(6) 免許証の記載事項の変更

(7) 運転経歴証明書の交付

3 次に掲げる者が行う免許証の更新の申請は、第 1 項及び前項の規定にかかわらず、警視総監が指定する試験場長(運転免許更新センターにおいて受理する申請に限る。次項から第 7 項までにおいて同じ。)又は警察署長を経由して行うことができる。

(1) 優良運転者

(2) 更新期間が満了する日(法第 101 条の 2 第 1 項の規定による免許証の更新の申請をしようとする者にあつては、当該申請をする日。次号において同じ。)における年齢が 70 歳未満の者で、免許証の更新を申請する日前 6 月以内に法第 108 条の 32 の 2 第 1 項の認定を受けた同項の運

転免許取得者教育の課程(法第 108 条の 2 第 1 項第 11 号に掲げる講習と同等の効果がある課程の基準として運転免許取得者教育の認定に関する規則(平成 12 年 国家公安委員会規則第 4 号。以下「認定に関する規則」という。)で定める基準に適合するものに限る。)を終了した者

(3) 更新期間が満了する日における年齢が 70 歳以上の者で、次のいずれかに該当するもの

ア 更新期間が満了する日前 6 月以内に法第 108 条の 2 第 1 項第 12 号に掲げる講習を受けた者

イ 更新期間が満了する日前 6 月以内に法第 108 条の 2 第 2 項の規定による講習で運転免許に係る講習等に関する規則(平成 6 年 国家公安委員会規則第 4 号。以下「講習規則」という。)で定める基準に適合するものを終了した者

ウ 更新期間が満了する日前 6 月以内に法第 108 条の 32 の 2 第 1 項の認定を受けた同項の運転免許取得者教育の課程(法第 108 条の 2 第 1 項第 12 号に掲げる講習と同等の効果がある課程の基準として認定に関する規則で定める基準に適合するものに限る。)を終了した者

4 一般運転者が行う免許証の更新の申請は、警視総監が指定する試験場長を経由して行うことができる。

5 公安委員会の免許を受けた者が、法第 101 条の 2 の 2 第 1 項の規定により、道府県公安委員会を経由して免許証の更新を申請する場合は、別記様式第 13 の 4 の免許証更新手数料納付書を試験場長又は警視総監が指定する試験場長若しくは警察署長を経由して提出し、別記様式第 13 の 5 の免許証更新手数料納入済通知書の交付を受け、免許証の更新申請書を道府県公安委員会を経由して提出する際に当該通知書を添付しなければならない。

6 道府県公安委員会の免許を受けた者が、法第 101 条の 2 の 2 第 1 項の規定により公安委員会を経由して免許証の更新を申請する場合は、警視総監が指定する試験場長を経由して行わなければならない。

7 国外運転免許証の交付申請は、第 1 項の規定にかかわらず、警視総監が指定する試験場長又は警察署長を経由して行うことができる。

8 警視総監は、前 5 項の規定により試験場長又は警察署長を指定したときは、告示するものとする。

9 免許証及び運転経歴証明書の交付は、当該免許証又は運転経歴証明書の交付を申請した警視庁運転免許試験場若しくは警察署又は公安委員会が指定する場所で行う。ただし、免許証の更新申請書の提出を道府県公安委員会を経由して行った者に対する免許証の交付は、警視庁府中運転免許試験場において行う。

10 第 1 項の申請のうち、運転経歴証明書の交付に係るものは別記様式第 14 の運転経歴証明書交付申請書によつて行わなければならない。

11 公安委員会が交付する運転経歴証明書は、別記様式第 14 の 2 のとおりとする。

12 第 1 項から第 4 項までの申請等のうち、施行規則第 29 条第 1 項、第 29 条の 2 第 1 項及び第 30 条の 9 第 1 項に定める申請書には、免許用写真の添付を要しない。

(平 14 公委規則 14・全改、平 18 公委規則 12・平 20 公委規則 3・平 21 公委規則 12・平 22 公委規則 3・一部改正)

(試験、再試験及び検査の場所)

第 20 条 法第 97 条に定める自動車等の運転免許試験(以下「免許試験」という。)及び再試験は、次項及び第 3 項に規定する場合を除き、次の表に掲げる区分によつて行う。

試験の場所	種類
警視庁府中運転免許試験場	免許試験及び再試験の全部
警視庁鮫洲運転免許試験場	1 法第 97 条の 2 第 1 項の規定に該当する者に対する免許試験 2 法第 97 条の 2 第 2 項(大型免許、中型免許、大型特殊免許及びけん引免許に係る実技による技能確認が必要な者を除く。)又は同条第 3 項の規定に該当する者で、技能試験が免除されるものに対する免許試験 3 普通第二種免許、普通免許(仮免許を含む。)、大型二輪免許、普通二輪免許、小型特殊免許及び原付免許に係る免許試験

	4 普通免許、大型二輪免許、普通二輪免許及び原付免許に係る再試験
警視庁江東運転免許試験場	1 法第 97 条の 2 第 1 項の規定に該当する者に対する免許試験 2 法第 97 条の 2 第 2 項(実技による技能確認が必要な者を除く。)又は同条第 3 項の規定に該当する者で、技能試験が免除されるものに対する免許試験 3 原付免許試験(法第 97 条の 2 第 1 項第 3 号又は同条第 3 項の規定に該当する者で、学科試験が免除されるものに対する免許試験に限る。)及び原付免許に係る再試験 4 小型特殊免許に係る免許試験
島部警察署	1 法第 97 条の 2 第 1 項の規定に該当する者に対する免許試験 2 原付免許試験及び原付免許に係る再試験 3 小型特殊免許に係る免許試験

2 施行規則第 22 条の規定により、免許試験及び施行規則第 28 条の 2 の規定による再試験を行う道路は、法第 2 条第 1 項第 1 号の道路のうち、道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第 2 条第 1 項に規定する道路(高速自動車国道及び自動車専用道路を除く。)とする。

3 大型特殊免許及びけん引免許の技能試験並びに島部警察署の管轄区域内に住所を有する者の免許試験及び再試験は、必要により出張して行う。

4 前項に定めるもののほか、公安委員会は、必要があると認めるときは、免許試験を出張して行うことができる。

5 審査及び法第 97 条の 2 第 2 項に規定する確認は、次の表に掲げる区分によつて行う。

審査及び確認の場所	種類
警視庁府中運転免許試験場	検査及び確認の全部
警視庁鮫洲運転免許試験場	技能審査又は技能確認を伴う第二種免許(普

験場	通第二種免許を除く。)、大型免許、中型免許、大型特殊免許及びけん引免許に係るものを除く審査及び確認
警視庁江東運転免許試験場	技能を伴わない審査及び確認

6 法第 89 条第 2 項の検査は、次の表に掲げる区分によつて行ふ。

検査の場所	種類
警視庁府中運転免許試験場	検査の全部
警視庁鮫洲運転免許試験場	普通免許に係る検査

(昭 48 公委規則 3・昭 51 公委規則 4・昭 59 公委規則 3・平 2 公委規則 6・平 4 公委規則 15・平 6 公委規則 16・平 8 公委規則 5・平 14 公委規則 14・平 17 公委規則 13・平 19 公委規則 6・一部改正)

(技能試験実施基準等)

第 21 条 技能試験は、別表第 4の技能試験実施基準のほか、別に定めるところにより行ふ。

2 法第 97 条の 2 第 2 項に規定する本邦の域外にある国又は地域の行政庁又は権限のある機関の免許を有する者に対する技能確認及び施行規則第 28 条の 2 の規定による技能再試験の実施基準は、別表第 4の技能試験実施基準に準じたものとする。

3 技能試験に使用する大型自動車、中型自動車及び普通自動車並びに技能再試験に使用する普通自動車は、技能試験官が応急の措置を講ずることができる装置を備えたものとする。

4 法第 99 条に規定する指定自動車教習所における技能検査実施基準は、第 1 項の技能試験実施基準に準ずるものとする。

5 法第 89 条第 2 項の検査の実施基準は、第 1 項の技能試験実施基準に準ずるものとする。

(昭 48 公委規則 3・全改、平 2 公委規則 6・平 4 公委規則 15・平 6 公委規則 6・平 14 公委規則 14・平 16 公委規則 3・平 19 公委規則 6・平 19 公委規則 11・平 20 公委規則 3・一部改正)

(認知機能検査の実施等)

第 21 条の 2 法第 97 条の 2 第 1 項第 3 号イ又は法第 101 条の 4 第 2 項の規定による認知機能検査(次項において「認知機能検査」という。)を受けようとする者は、別記様式第 14 の 3の受検申請書を公安委員会に提出しなければならない。

2 講習規則第 4 条第 2 項第 2 号に規定する認知機能検査の実施に必要な技能及び知識に関する講習(次項において「認知機能検査員講習」という。)を受けようとする者は、別記様式第 14 の 4の受講申請書を公安委員会に提出しなければならない。

3 公安委員会は、認知機能検査員講習を終了した者に対し、別記様式第 14 の 5の認知機能検査員講習終了証明書を交付するものとする。

(平 21 公委規則 12・追加)

(臨時適性検査の通知等)

第 22 条 法第 102 条第 6 項及び法第 107 条の 4 第 1 項の規定による臨時適性検査の通知は、別記様式第 15、別記様式第 15 の 2、別記様式第 15 の 3 又は別記様式第 15 の 4の通知書により行う。

2 法第 90 条第 8 項又は法第 103 条第 6 項に規定する適性検査の受検命令は別記様式第 15 の 5の受検命令書により、診断書の提出命令は別記様式第 15 の 6の提出命令書により行う。

(平 6 公委規則 6・平 14 公委規則 14・平 21 公委規則 12・一部改正)

(合格決定の取消通知)

第 23 条 法第 97 条の 3 第 2 項の規定による合格決定の取消しの通知は、別記様式第 16の通知書により行なう。

(平 4 公委規則 15・一部改正)

(講習の手続等)

第 24 条 法第 108 条の 2 第 1 項第 2 号に規定する講習(以下「取消処分者講習」という。)を受けようとする者は、別記様式第 16 の 2の受講申請書を公安委員会(当該講習を法第 108 条の 4 第 1 項に規定する指定講習機関(以下「指定講習機関」という。))において受ける場合は、別記様式第 16 の 2 の 2の受講申請書を当該指定講習機関)に提出しなければならない。

2 法第 108 条の 2 第 1 項第 3 号に規定する講習を受けようとする者は、別

記様式第 16 の 3 の受講申請書を公安委員会に提出しなければならない。

- 3 法第 108 条の 2 第 1 項第 4 号、第 5 号、第 7 号及び第 8 号に規定する講習を受けようとする者は、別記様式第 16 の 4 の受講申請書を公安委員会に提出しなければならない。
- 4 法第 108 条の 2 第 1 項第 6 号に規定する講習を受けようとする者は、別記様式第 16 の 5 の受講申請書を公安委員会に提出しなければならない。
- 5 法第 108 条の 2 第 1 項第 9 号に規定する講習を受けようとする者は、別記様式第 16 の 5 の 2 の受講申請書を公安委員会に提出しなければならない。
- 6 法第 108 条の 2 第 1 項第 10 号に規定する講習(以下「初心運転者講習」という。)を受けようとする者は、別記様式第 16 の 5 の 3 の受講申請書を公安委員会(当該講習を指定講習機関において受ける場合は、別記様式第 16 の 5 の 3 の 2 の受講申請書を当該指定講習機関)に提出しなければならない。
- 7 法第 108 条の 2 第 1 項第 11 号に規定する講習を受けようとする者は、次に掲げる受講申請書を公安委員会に提出しなければならない。
 - (1) 法第 101 条第 1 項に規定する免許証の更新を受けようとする者 別記様式第 16 の 6 の受講申請書
 - (2) 法第 97 条の 2 第 1 項第 3 号に規定する特定失効者 別記様式第 16 の 6 の 2 の受講申請書
- 8 法第 108 条の 2 第 1 項第 12 号に規定する講習を受けようとする者は、別記様式第 16 の 6 の 3 の受講申請書を公安委員会に提出しなければならない。
- 9 法第 108 条の 2 第 1 項第 13 号に規定する講習を受けようとする者は、別記様式第 16 の 6 の 4 の受講申請書を公安委員会に提出しなければならない。
- 10 法第 108 条の 2 第 2 項に規定する講習で、講習規則第 2 条第 1 項第 1 号の表 1 の項又は同条第 1 項第 2 号の表 1 の項に定める公安委員会の確認を受けるためのものを受けようとする者は、別記様式第 16 の 6 の 5 の受講申請書を公安委員会に提出しなければならない。
- 11 法第 108 条の 2 第 2 項に規定する講習で、講習規則第 2 条第 1 項第 1 号の表 1 の項又は同条第 1 項第 2 号の表 1 の項に定める講習の基準に

適合するものを受けようとする者は、別記様式第 16 の 6 の 5 の 2の受講申請書を、同条第 1 項第 1 号の表 2 の項又は同条第 1 項第 2 号の表 2 の項に定める講習の基準に適合するものを受けようとする者は、別記様式第 16 の 6 の 6の受講申請書を公安委員会に提出しなければならない。

12 公安委員会は、第 1 項から第 4 項まで及び第 7 項の規定により受講申請書を提出した者に対し、次に掲げる指定書により、講習を行う日時及び場所を指定するものとする。

(1) 第 1 項の受講申請書を提出した者 別記様式第 16 の 2の指定書

(2) 第 2 項の受講申請書を提出した者 別記様式第 16 の 3の指定書

(3) 第 3 項の受講申請書を提出した者 別記様式第 16 の 7の指定書

(4) 第 4 項の受講申請書を提出した者 別記様式第 16 の 5の指定書

(5) 第 7 項第 1 号の受講申請書を提出した者 別記様式第 16 の 6の指定書

(6) 第 7 項第 2 号の受講申請書を提出した者 別記様式第 16 の 6 の 2の指定書

13 公安委員会又は指定講習機関は、受講の日時及び場所の指定を受けた者が、病気その他正当な理由により指定された日時に受講できない旨を、当該指定日時までに届け出たときは、新たに受講の日時及び場所を指定するものとする。

14 前 2 項の規定により講習の日時及び場所の指定を受けた者が、正当な理由がなく指定の日時及び場所において講習を受けなかつたときは、その者に対する当該申出に係る講習は行わないものとする。

15 公安委員会又は指定講習機関は、取消処分者講習又は初心運転者講習を終了した者に対し、それぞれ別記様式第 16 の 8の取消処分者講習終了証明書又は別記様式第 16 の 8 の 2の初心運転者講習終了証明書を交付するものとする。

(平 18 公委規則 12・全改、平 19 公委規則 2・平 19 公委規則 6・平 21 公委規則 12・一部改正)

(運転免許に関する事務の委任)

第 24 条の 2 法第 114 条の 2 第 1 項の規定により、免許に関する事務のうち、次に掲げるものを警視総監に委任する。ただし、公安委員会が弁明の機会を付与し、又は聴聞若しくは意見の聴取を行つた事案については、こ

の限りでない。

(1) 免許を保留し、及び免許の効力を停止すること(これらの処分の際の弁明の機会の付与、聴聞及び意見の聴取に関する事務を含む。)

(2) 仮免許を与えること。

(3) 仮免許を取り消すこと。

(昭 48 公委規則 3・追加、平 6 公委規則 10・一部改正)

第 6 章 緊急自動車及び道路維持作業用自動車の指定等

(昭 53 公委規則 6・改称)

(指定の手続)

第 25 条 令第 13 条第 1 項の規定により、緊急自動車の指定を受けようとする者又は令第 14 条の 2 の規定により道路維持作業用自動車の指定を受けようとする者は、別記様式第 17の申請書に、自動車検査証又は譲渡証明書の写し(道路運送車両法第 7 条第 4 項に規定する登録情報処理機関が保有する情報に基づき出力された譲渡証明書情報を含む。以下同じ。)及び申請自動車として必要な装備を明らかにした図面等の申請内容を疎明する書類を添付し、警視庁交通部交通総務課長(以下「交通総務課長」という。)を経由して公安委員会に提出しなければならない。

2 公安委員会は、前項の申請に基づき、緊急自動車の指定をしたときは別記様式第 18の指定証を、道路維持作業用自動車の指定をしたときは別記様式第 18 の 2の指定証を申請者に交付する。

(昭 53 公委規則 6・平 15 公委規則 3・平 18 公委規則 11・一部改正)

(届出の手続)

第 25 条の 2 令第 13 条第 1 項の規定による緊急自動車の届出又は令第 14 条の 2 の規定による道路維持作業用自動車の届出は、別記様式第 18 の 3の届出書に、自動車検査証又は譲渡証明書の写し及び申請自動車として必要な装備を明らかにした図面等の申請内容を疎明する書類を添付し、交通総務課長を経由して公安委員会に提出して行うものとする。

2 公安委員会は、前項の届出を受理したときは、緊急自動車にあつては別記様式第 18 の 4の届出確認証を、道路維持作業用自動車にあつては別記様式第 18 の 5の届出確認証を届出者に交付する。

(昭 53 公委規則 6・追加、平 15 公委規則 3・一部改正)

(指定証又は届出確認証の備付け等)

第 26 条 前 2 条の規定により緊急自動車又は道路維持作業用自動車の指定証又は届出確認証(以下この条において「指定証等」という。)の交付を受けた者は、当該指定又は届出に係る自動車に、当該指定証等を備え付けておかなければならない。

- 2 指定証等の交付を受けた者は、当該指定証等を亡失し、若しくは滅失し、又は著しく汚損し、若しくは破損したときは、別記様式第 19の申請書により交通総務課長を経由して公安委員会に申請し、指定証等の再交付を受けるものとする。
- 3 指定証等の交付を受けた者は、当該指定証等の記載事項に変更を生じたときは、別記様式第 20の記載事項変更届に記載事項の変更を証する書面の写しを添えて、速やかに交通総務課長を経由して公安委員会に届け出なければならない。
- 4 指定証等の交付を受けた者は、当該緊急自動車を緊急の用務に、当該道路維持作業用自動車を道路維持作業の用務に使用しないこととなつたときは、当該指定証等を速やかに交通総務課長を経由して公安委員会に返納しなければならない。

(昭 53 公委規則 6・全改)

第 7 章 旅客自動車教習所の指定等

(指定)

第 27 条 旅客自動車の運転に関する教習を行なう施設のうち、別表第 5の指定基準に適合するものを、当該施設を設置し、又は管理する者の申請に基づき、令第 34 条第 3 項第 2 号及び同条第 4 項第 2 号に規定する公安委員会が指定した施設(以下「指定旅客自動車教習所」という。)とする。

- 2 公安委員会は、指定旅客自動車教習所として指定したときは、別記様式第 21の指定書を交付する。

(平 19 公委規則 6・平 19 公委規則 11・一部改正)

(指定申請の手続)

第 28 条 前条第 1 項の申請は、次に掲げる書類を添付した別記様式第 22の指定申請書を警視庁運転免許本部長(以下「運転免許本部長」とい

う。)を經由して公安委員会に提出して行なうものとする。

- (1) 管理者及び教習指導員の住民票の写し及び履歴書
 - (2) コースの敷地並びにコースの種類、形状及び構造を明らかにした図面
 - (3) 建物その他の設備の状況を明らかにした図面
 - (4) 備付自動車一覧表
 - (5) 教材一覧表
 - (6) 教習計画書(教習の科目、教習時間、教習方法等を明らかにしたもの)
- (平 6 公委規則 6・平 18 公委規則 12・一部改正)

(指定申請書記載事項の変更届)

第 29 条 指定旅客自動車教習所を設置し、又は管理する者は、前条の指定申請書(添付書類を含む。)の記載事項に変更を生じたときは、すみやかに運転免許本部長を經由して公安委員会に届け出なければならない。

(検査等)

第 30 条 公安委員会は、必要な限度において、指定旅客自動車教習所について別表第 5 の指定基準に適合しているかどうかについて、当該自動車教習所を設置し、若しくは管理する者に対し、当該指定旅客自動車教習所の業務に関し報告若しくは資料の提出を求め、又は警察職員に当該指定旅客自動車教習所に立ち入り、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(平 19 公委規則 11・一部改正)

(指定取消し等)

第 31 条 公安委員会は、指定旅客自動車教習所が別表第 5 の指定基準に適合しなくなつたときは、その指定を取り消し、又は 6 月をこえない範囲内で期間を定めて当該指定旅客自動車教習所が当該期間内における教習に基づく修了証明書を発行することを禁止する。

2 公安委員会は、前項の規定により修了証明書の発行を禁止したときは、当該指定旅客自動車教習所を設置し、又は管理する者に対し、当該指定旅客自動車教習所を別表第 5 の指定基準に適合させるため必要な措置をとるべきことを命じ、又は必要な限度において当該指定旅客自動車教習所の業務に関し監督上必要な命令をする。

3 公安委員会は、第 1 項の規定による修了証明書の発行禁止の処分を受けた指定旅客自動車教習所が当該禁止に違反して修了証明書を発

行したときは、その指定を取り消す。

- 4 公安委員会は、指定旅客自動車教習所を設置し、又は管理する者が第2項の規定による命令に違反したときは、その指定を取り消し、又は6月をこえない範囲内で修了証明書の発行の禁止に係る期間を延長する。
 - 5 公安委員会は、第1項、第3項又は前項の規定により、指定旅客自動車教習所の指定を取り消したときは別記様式第23の指定取消通知書により、修了証明書の発行を禁止したとき、又は禁止した期間を延長したときは別記様式第24の処分通知書により通知する。
 - 6 公安委員会は、第2項の規定により、別表第5の指定基準に適合させるため必要な措置をとるべきことを命じ、又は監督上必要な命令をするときは、別記様式第25の命令書を交付する。
 - 7 公安委員会は、教習指導員資格者証の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、別記様式第25の2の返納命令書によりその者に係る教習指導員資格者証の返納を命ずることができる。
 - (1) 指定旅客自動車教習所の修了証明書の発行に関し、不正な行為をしたとき。
 - (2) 法第99条の5第5項に規定する指定自動車教習所の卒業証明書又は修了証明書の発行に関し不正な行為をしたとき。
 - (3) 法第117条の4第4号の罪を犯し、罰金以上の刑に処せられたとき。
 - (4) 自動車等の運転に関し刑法(明治40年法律第45号)第208条の2若しくは第211条第2項の罪又は法に規定する罪(前(3)に掲げる罪を除く。)を犯し、禁錮以上の刑に処せられたとき。
 - (5) 教習指導員の業務に関し不正な行為をし、その情状が教習指導員として不適當であると認められるとき。
- (平6公委規則6・平13公委規則18・平14公委規則14・平18公委規則11・平19公委規則11・平20公委規則3・一部改正)

第8章 地域交通安全活動推進委員等

(平2公委規則8・追加)

(公示)

第32条 公安委員会は、法第108条の29第1項の規定により地域交通安全活動推進委員(以下「推進委員」という。)を委嘱したときは、その氏名

等を東京都公報又は公安委員会の掲示板に掲示して公示するものとする。

(平 2 公委規則 8・追加、平 10 公委規則 3・一部改正)

(推進委員標章)

第 33 条 地域交通安全活動推進委員及び地域交通安全活動推進委員協議会に関する規則(平成 2 年国家公安委員会規則第 7 号)第 7 条に規定する推進委員の標章は記章とし、その規格等は、別記様式第 26のとおりとする。

(平 2 公委規則 8・追加)

(地域交通安全活動推進委員協議会の区域)

第 34 条 法第 108 条の 30 第 1 項の規定により推進委員が地域交通安全活動推進委員協議会(以下「協議会」という。)を組織する区域は、警察署の管轄区域ごととする。

(平 2 公委規則 8・追加、平 10 公委規則 3・一部改正)

(意見の申出)

第 35 条 法第 108 条の 30 第 3 項の規定による協議会の意見の申出は、別記様式第 27の意見申出書により行うものとする。

(平 2 公委規則 8・追加、平 10 公委規則 3・一部改正)

第 9 章 放置車両の確認事務に係る法人登録及び駐車監視員資格者証の交付申請等

(平 17 公委規則 7・追加)

(登録及び登録の更新の申請)

第 36 条 確認事務の委託の手續等に関する規則(平成 16 年国家公安委員会規則第 23 号。以下「委託に関する規則」という。)第 2 条第 1 項の規定により登録を受けようとする法人又は同条第 3 項の規定により登録の更新を受けようとする法人にあつては、別記様式第 28の申請書を当該法人が東京都内に有する事務所(東京都内に複数の事務所を有するときは、いずれか 1 つの事務所)の所在地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、委託に関する規則第 2 条第 2 項に規定する書類を添付しなければならない。

(平 17 公委規則 7・追加、平 22 公委規則 2・一部改正)

(登録及び登録の更新の結果通知)

第 37 条 公安委員会は、前条の申請をした法人に対して、当該申請の結果を書面により通知する。

(平 17 公委規則 7・追加)

(駐車監視員資格者講習受講の申込み)

第 38 条 委託に関する規則第 7 条第 1 項の規定により、駐車監視員資格者講習(以下「資格者講習」という。)を受けようとする者は、別記様式第 29の申込書を警察署長を経由して公安委員会に提出しなければならない。

2 前項の申込書には、委託に関する規則第 7 条第 2 項に規定する写真をはり付けなければならない。

(平 17 公委規則 7・追加)

(駐車監視員資格者認定の申請)

第 39 条 委託に関する規則第 10 条第 2 項の規定により、認定を受けようとする者は、別記様式第 30の申請書を警察署長を経由して公安委員会に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、写真及び委託に関する規則第 10 条第 3 項に規定する書類を添付しなければならない。

(平 17 公委規則 7・追加)

(駐車監視員資格者証の交付申請)

第 40 条 委託に関する規則第 11 条第 1 項の規定により、駐車監視員資格者証(以下「資格者証」という。)の交付を受けようとする者は、別記様式第 31の申請書を警察署長を経由して公安委員会に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、委託に関する規則第 11 条第 2 項に規定する書類及び写真を添付しなければならない。

(平 17 公委規則 7・追加)

(資格者証の不交付の通知)

第 41 条 公安委員会は、前条の申請をした者に対して、資格者証の不交付が相当と認めるときは、その理由を記載した書面により通知する。

(平 17 公委規則 7・追加)

(資格者証の書換え交付及び再交付申請)

第 42 条 委託に関する規則第 13 条第 1 項及び第 2 項の規定により、公安委員会が交付した資格者証の記載事項に変更があつたとき、又は資格者証を亡失し、若しくは滅失したときは、別記様式第 32 の申請書を警察署長を経由して公安委員会に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、委託に関する規則第 13 条第 3 項に規定する写真を添付しなければならない。

(平 17 公委規則 7・追加)

(資格者講習修了証明書及び認定書の再交付申請)

第 43 条 委託に関する規則第 9 条第 2 項及び第 10 条第 5 項の規定により、公安委員会が交付した資格者講習修了証明書又は認定書を亡失し、若しくは滅失したときは、別記様式第 33 の申請書を警察署長を経由して公安委員会に提出しなければならない。

(平 17 公委規則 7・追加)

第 10 章 雑則

(平 13 公委規則 3・追加、平 17 公委規則 7・旧第 9 章繰下)

(フレキシブルディスクによる手続)

第 44 条 認定に関する規則第 13 条のフレキシブルディスクは、工業標準化法(昭和 24 年法律第 185 号)に基づく日本工業規格(以下この条において「日本工業規格」という。)X6223 に適合する 90 ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジでなければならない。

2 認定に関する規則第 9 条の規定によるフレキシブルディスクへの記録は、次に掲げる方法に従って行わなければならない。

(1) トラックフォーマットについては、日本工業規格 X6225 に規定する方式

(2) ボリューム及びファイル構成については、日本工業規格 X0605 に規定する方式

(3) 文字の符号化表現については、日本工業規格 X0208 附属書 1 に規定する方式

3 認定に関する規則第 9 条の規定によるフレキシブルディスクへの記録は、日本工業規格 X0201 及び X0208 に規定する図形文字並びに日本工業規格 X0211 に規定する制御文字のうち「復帰」及び「改行」を用いて行わなければならない。

4 認定に関する規則第 9 条のフレキシブルディスクには、日本工業規格 X6223 に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面をはり付けなければならない。

(1) 提出者の名称

(2) 提出年月日

(平 13 公委規則 3・追加、平 14 公委規則 14・一部改正、平 17 公委規則 7・旧第 36 条繰下・一部改正)

付 則

(施行期日)

1 この規則(以下「新規則」という。)は、昭和 46 年 12 月 1 日から施行する。

(廃止規定)

2 東京都道路交通規則(昭和 35 年 12 月 13 日東京都公安委員会規則第 9 号。以下「旧規則」という。)は、廃止する。

(経過規定)

3 新規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

4 新規則の施行前にした反則行為に対する反則金の適用については、なお従前の例による。

5 新規則の施行の際、現に旧規則の規定により公安委員会に対してされている各種の申請その他の手続又は公安委員会がした処分については、それぞれ新規則の相当規定により公安委員会に対してされた手続又は公安委員会がした処分とみなす。

6 新規則施行の際、現に交通規制に関する告示(昭和 37 年 12 月 20 日東京都公安委員会告示第 139 号)又は大型自動車等の時間別交通規制に関する告示(昭和 46 年 1 月 21 日東京都公安委員会告示第 7 号)の規定により交通規制の対象から除外する車両として標章の交付を受けているものについては、新規則の規定により標章を交付したものとみなす。

附 則(昭和 47 年公委規則第 3 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 48 年公委規則第 3 号)

(施行期日)

1 この規則は、昭和 48 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 8 条及び第 9 条の改正規定は、同年 5 月 1 日から施行する。

(廃止規定)

2 東京都公安委員会の事務の委任に関する規則(昭和 43 年東京都公安委員会規則第 7 号。以下「委任規則」という。)は、廃止する。

(経過規定)

3 この規則の施行前にした委任規則による警視総監の処分は、この規則によつてした処分とみなす。

(聴聞及び弁明の機会の供与に関する規則の一部改正)

4 聴聞及び弁明の機会の供与に関する規則(昭和 43 年東京都公安委員会規則第 8 号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

附 則(昭和 49 年公委規則第 1 号)

この規則は、昭和 49 年 2 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 50 年公委規則第 7 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 51 年公委規則第 4 号)

(施行期日)

1 この規則は、昭和 51 年 10 月 1 日から施行する。

(経過規定)

2 この規則の施行前に交付した別記様式第 2 及び別記様式第 2 の 2 の標章は、この規則による改正後の別記様式第 2 及び別記様式第 2 の 2 の標章とみなす。

附 則(昭和 52 年公委規則第 6 号)

この規則は、昭和 53 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 53 年公委規則第 2 号)

(施行期日)

1 この規則は、昭和 53 年 6 月 1 日から施行する。

(経過規定)

2 この規則の施行前に交付した別記様式第 2 の標章のうち身体障害者又は戦傷病者に係るものは、当該標章の有効期限までの間、この規則による改正後の別記様式第 2 の 2 の標章とみなす。

附 則(昭和 53 年公委規則第 6 号)

(施行期日)

- 1 この規則は、昭和 53 年 12 月 1 日から施行する。
- 2 この規則施行の際、現に改正前の東京都道路交通規則の規定により公安委員会に対してされている各種の申請その他の手続又は公安委員会がした処分については、それぞれ改正後の東京都道路交通規則の相当規定により公安委員会に対してされた手続又は公安委員会がした処分とみなす。
- 3 道路交通法施行令の一部を改正する政令(昭和 53 年政令第 313 号)附則第 5 項の規定に基づき公安委員会に提出された文書は、改正後の東京都道路交通規則第 25 条の 2 第 1 項に定める届出書とみなす。

附 則(昭和 54 年公委規則第 3 号)

この規則は、昭和 54 年 6 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 55 年公委規則第 5 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 56 年公委規則第 2 号)

- 1 この規則は、昭和 56 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に自動二輪車免許の申請をしている者の当該申請に係る道路交通法(昭和 35 年法律第 105 号)第 97 条第 1 項第 2 号について行う運転免許試験(以下「技能試験」という。)については、改正後の東京都道路交通規則(以下「新規則」という。)別表第 1 の 2 の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際現に改正前の東京都道路交通規則別表第 1 の 2 の規定による自動二輪車免許に係る技能試験に合格している者は、新規則別表第 1 の 2 の規定による自動二輪車免許に係る技能試験に合格した者とみなす。

附 則(昭和 57 年公委規則第 6 号)

この規則は、昭和 57 年 10 月 25 日から施行する。

附 則(昭和 59 年公委規則第 3 号)

この規則は、昭和 59 年 8 月 25 日から施行する。

附 則(昭和 60 年公委規則第 7 号)

この規則は、昭和 61 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 62 年公委規則第 4 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 62 年公委規則第 8 号)

この規則は、昭和 62 年 12 月 1 日から施行する。

附 則(平成元年公委規則第 2 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 2 年公委規則第 4 号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の東京都道路交通規則第 19 条第 4 項第 1 号の規定は、運転免許証の有効期間の末日が平成 2 年 9 月 1 日以後である運転免許を受けている者に係る運転免許証の有効期間の更新について適用し、運転免許証の有効期間の末日が同年 8 月 31 日以前である運転免許を受けている者に係る運転免許証の有効期間の更新については、なお従前の例による。

附 則(平成 2 年公委規則第 6 号)

この規則は、平成 2 年 9 月 1 日から施行する。

附 則(平成 2 年公委規則第 8 号)

この規則は、平成 3 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(平成 3 年公委規則第 5 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 4 年公委規則第 12 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 4 年公委規則第 15 号)

この規則は、平成 4 年 11 月 1 日から施行する。

附 則(平成 5 年公委規則第 4 号)

この規則は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 5 年公委規則第 7 号)

1 この規則は、平成 6 年 1 月 1 日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の用紙で、現に残存するのは、当分の間使用することができる。

附 則(平成 6 年公委規則第 6 号)

- 1 この規則は、平成 6 年 5 月 10 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現に改正前の東京都道路交通規則第 19 条第 4 項第 2 号に規定する講習を終了している者は、平成 7 年 5 月 9 日までの間は、更新時講習の受講義務については、なお従前の例による。

附 則(平成 6 年公委規則第 10 号)

この規則は、平成 6 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 6 年公委規則第 12 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 7 年公委規則第 5 号)

- 1 この規則は、平成 7 年 2 月 27 日から施行する。
- 2 この規則による改正後の東京都道路交通規則第 19 条第 4 項の表中「

警視庁立川警察署

警視庁高尾警察署

警視庁町田警察署

」とあるのは、この規則の施行の日から平成 7 年 3 月 9 日までの間にあっては「

警視庁立川警察署

警視庁八王子警察署

警視庁町田警察署

」と、同月 10 日から同月 19 日までの間にあっては「

警視庁立川警察署

警視庁町田警察署

」とする。

附 則(平成 8 年公委規則第 1 号)

この規則は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 19 条第 5 項を改め、同項を同条第 6 項とし、同条第 4 項の次に 1 項を加える改正規定は、同月 15 日から施行する。

附 則(平成 8 年公委規則第 5 号)

この規則は、平成 8 年 9 月 1 日から施行する。

附 則(平成 8 年公委規則第 8 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 9 年公委規則第 4 号)

この規則は、平成 9 年 4 月 14 日から施行する。

附 則(平成 10 年公委規則第 3 号)

1 この規則は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

2 この規則の施行前に交付したこの規則による改正前の東京都道路交通規則別記様式第 8 及び別記様式第 8 の 2 の管理者証は、この規則による改正後の別記様式第 8 及び別記様式第 8 の 2 の管理者証とみなす。

附 則(平成 10 年公委規則第 6 号)

この規則は、平成 10 年 8 月 3 日から施行する。

附 則(平成 10 年公委規則第 7 号)

この規則は、平成 10 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 10 年公委規則第 8 号)

この規則は、平成 10 年 12 月 1 日から施行する。

附 則(平成 11 年公委規則第 8 号)

この規則は、平成 11 年 8 月 30 日から施行する。

附 則(平成 11 年公委規則第 9 号)

この規則は、平成 11 年 11 月 1 日から施行する。

附 則(平成 12 年公委規則第 3 号)

この規則は、平成 12 年 3 月 1 日から施行する。

附 則(平成 12 年公委規則第 9 号)

この規則は、平成 12 年 7 月 1 日から施行する。

附 則(平成 13 年公委規則第 3 号)

この規則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 13 年公委規則第 13 号)

この規則は、平成 13 年 9 月 30 日から施行する。

附 則(平成 13 年公委規則第 18 号)

この規則は、平成 13 年 12 月 25 日から施行する。

附 則(平成 14 年公委規則第 14 号)

この規則は、平成 14 年 6 月 1 日から施行する。

附 則(平成 15 年公委規則第 3 号)

(施行期日)

- 1 この規則中第 1 条の規定は平成 15 年 4 月 1 日から、第 2 条の規定は平成 16 年 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 第 1 条の規定の施行前に交付した同条の規定による改正前の東京都道路交通規則(以下「旧規則」という。)別記様式第 2、別記様式第 2 の 2 及び別記様式第 2 の 3 の標章は、この規則による改正後の東京都道路交通規則(以下「新規則」という。)別記様式第 2、別記様式第 2 の 2 及び別記様式第 2 の 3 の標章とみなす。
- 3 第 1 条の規定の施行前に交付した旧規則別記様式第 5 の駐車許可証は、新規則別記様式第 5 の 2 の駐車許可証とみなす。

附 則(平成 16 年公委規則第 3 号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の前日に、この規則による改正後の東京都道路交通規則(以下「新規則」という。)別表第 1 に掲げる道路を通行した自動車についての新規則第 2 条の 2 の適用については、同条中「4.1メートル」とあるのは、従前のおり「3.8メートル」とする。

附 則(平成 16 年公委規則第 5 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 16 年公委規則第 6 号)

この規則は、平成 17 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(平成 17 年公委規則第 7 号)

- 1 この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の日から道路交通法の一部を改正する法律(平成 16 年法律第 90 号。以下「改正道路交通法」という。)附則第 1 条第 4 号に掲げる規定の施行の日の前日までの間、第 1 条中第 9 章の改正規定による手続は、改正道路交通法附則第 2 条の規定により同法第 3 条の規定の施行前に行うことができるものとする。

附 則(平成 17 年公委規則第 9 号)

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の東京都道路交通規則の規定は、平成 17 年 6 月 1 日から適用する。

附 則(平成 17 年公委規則第 10 号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前に、この規則による改正後の東京都道路交通規則(以下「新規則」という。)別表第 1 に掲げる道路を通行した自動車についての新規則第 2 条の 2 及び同表の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成 17 年公委規則第 11 号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 17 年 10 月 3 日から施行する。

(経過措置)

- 2 第 3 条の規定の施行前に交付した同条の規定による改正前の東京都道路交通規則別記様式第 2 から別記様式第 2 の 3 までの標章は、この規則による改正後の東京都道路交通規則別記様式第 2 から別記様式第 2 の 3 までの標章とみなす。

附 則(平成 17 年公委規則第 13 号)

この規則は、平成 18 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(平成 18 年公委規則第 5 号)

- 1 この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前に、この規則による改正後の東京都道路交通規則(以下「新規則」という。)別表第 1 に掲げる道路を通行した自動車についての新規則第 2 条の 2 の適用については、同条中「4.1メートル」とあるのは、従前のおり「3.8メートル」とする。

附 則(平成 18 年公委規則第 11 号)

この規則は、平成 18 年 6 月 1 日から施行する。

附 則(平成 18 年公委規則第 12 号)

- 1 この規則は、平成 18 年 8 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の用紙で、現に残存するものは、当分の間使用することができる。

附 則(平成 19 年公委規則第 2 号)

- 1 この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の用紙で、現に残存するものは、当分の間使用することができる。

附 則(平成 19 年公委規則第 6 号)

(施行期日)

1 この規則は、平成 19 年 6 月 2 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の東京都道路交通規則第 20 条第 1 項の表警視庁鮫洲運転免許試験場の項にかかわらず、道路交通法の一部を改正する法律(平成 16 年法律第 90 号。以下「改正法」という。)附則第 6 条の規定により中型免許とみなされる改正法第 4 条の規定による改正前の道路交通法(昭和 35 年法律第 105 号)第 84 条第 3 項の普通免許を受けている者及び改正法附則第 10 条の規定により中型免許に係る運転免許試験に合格した者とみなされて中型免許を受けた者に対する再試験は、警視庁鮫洲運転免許試験場で行うことができる。

3 この規則の施行の際、この規則による改正前の用紙で、現に残存するのは、当分の間使用することができる。

附 則(平成 19 年公委規則第 11 号)

1 この規則は、平成 19 年 8 月 1 日から施行する。

2 この規則の施行の日前に交付されたこの規則による改正前の東京都道路交通規則(以下「旧規則」という。)第 2 条第 1 項第 3 号の規定による別記様式第 1 の標章並びに同項第 4 号の規定による別記様式第 2 及び別記様式第 2 の 2 又は別記様式第 2 の 3 の標章は、当該標章の有効期間が満了するまでの間は、それぞれこの規則による改正後の東京都道路交通規則(以下「新規則」という。)の第 2 条第 1 項第 3 号の規定による別記様式第 1 の標章並びに同項第 4 号の規定による別記様式第 2 及び別記様式第 2 の 2 の標章とみなす。

3 この規則の施行の日から起算して 3 年を経過するまでの間は、この規則の施行の際現に旧規則第 2 条第 1 項第 4 号コ(ア)の規定による別記様式第 2 の 2 の標章の交付を受けている者(使用者を個人名義とする標章に限る。新規則の適用を受ける者を除く。)に対する新規則の適用については、新規則第 2 条第 1 項第 4 号サ(ア)に規定する者とみなす。

4 この規則の施行の日から平成 19 年 9 月 30 日までの間、新規則第 2 条第 1 項の適用については、同項第 3 号コ(ク)及び同項第 4 号コ(ケ)中「郵便物」とあるのは、「通常郵便物」とする。

5 この規則の施行の日から平成 19 年 9 月 30 日までの間、新規則別記様

式第 3 号及び別記様式第 4 号は、同様式中「郵便物」を「通常郵便物」と修正し、使用するものとする。

附 則(平成 19 年公委規則第 12 号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前に、この規則による改正後の東京都道路交通規則(以下「新規則」という。)別表第 2 に掲げる道路を通行した自動車についての新規則第 2 条の 2 及び同表の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成 19 年公委規則第 14 号)

- 1 この規則は、平成 19 年 12 月 22 日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前に、この規則による改正後の東京都道路交通規則(以下「新規則」という。)別表第 2 に掲げる道路を通行した自動車についての新規則第 2 条の 2 及び同表の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成 20 年公委規則第 3 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 20 年公委規則第 6 号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前に、この規則による改正後の東京都道路交通規則(以下「新規則」という。)別表第 2 に掲げる道路を通行した自動車についての新規則第 2 条の 2 及び同表の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成 20 年公委規則第 14 号)抄

- 1 この規則は、平成 20 年 12 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、第 1 条の規定による改正前の用紙で、現に残存するものは、当分の間使用することができる。

附 則(平成 21 年公委規則第 1 号)

この規則は、平成 21 年 2 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年公委規則第 2 号)

- 1 この規則は、平成 21 年 2 月 11 日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前に、この規則による改正後の東京都道路交通規則(以下「新規則」という。)別表第 2 に掲げる道路を通行した自動車につ

いての新規則第 2 条の 2 及び同表の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成 21 年公委規則第 11 号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前に、この規則による改正後の東京都道路交通規則(以下「新規則」という。)別表第 2 に掲げる道路を通行した自動車についての新規則第 2 条の 2 及び同表の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成 21 年公委規則第 12 号)

- 1 この規則は、平成 21 年 6 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前にこの規則による改正前の東京都道路交通規則第 19 条第 3 項第 2 号に規定する講習を終了した者に対する改正後の東京都道路交通規則第 19 条第 3 項第 3 号イの規定の適用については、同号イ中「更新期間が満了する日」とあるのは、「免許証の更新を申請する日」とする。
- 3 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都道路交通規則の様式(この規則により改正されるものに限る。)による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則(平成 21 年公委規則第 15 号)

この規則は、平成 21 年 7 月 1 日から施行する。

附 則(平成 22 年公委規則第 2 号)

- 1 この規則は、平成 22 年 4 月 19 日から施行する。ただし、別表第 2 都道首都高速 3 号線の項及び都道首都高速目黒板橋線の項の改正規定は同年 3 月 28 日から、第 36 条の改正規定、別表第 1 の改正規定、別表第 2 練馬所沢線の項及び環状八号線(側道)の項の改正規定は同年 4 月 1 日から施行する。
- 2 別表第 2 都道首都高速 3 号線の項の改正規定の施行の日前にこの規則による改正後の東京都道路交通規則(以下「新規則」という。)別表第 2 に掲げる都道首都高速 3 号線を通行した自動車並びにこの規則による別表第 2 練馬所沢線の項及び環状八号線(側道)の項の改正規定の施行の日前に新規則別表第 2 に掲げる練馬所沢線及び環状八号線(側道)を通行した自動車についての新規則第 2 条の 3 及び別表第 2 の適用につ

いては、なお従前の例による。

附 則(平成 22 年公委規則第 3 号)

- 1 この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則による改正後の東京都道路交通規則第 19 条第 5 項の規定にかかわらず、東京都収入証紙を使用して行う場合の道路交通法(昭和 35 年法律第 105 号)第 101 条の 2 の 2 第 1 項の規定による道府県公安委員会を經由して免許証の更新を申請する手続は、この規則の施行の日から平成 23 年 3 月 31 日までの間、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都道路交通規則の様式(この規則により改正されるものに限る。)による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則(平成 23 年公委規則第 1 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 23 年公委規則第 5 号)

- 1 この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の前日に、この規則による改正後の東京都道路交通規則(以下「新規則」という。)別表第 2 に掲げる道路を通行した自動車についての新規則第 2 条の 3 及び同表の適用については、なお従前の例による。